

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス及び歴史的音源
配信提供サービスの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立国会図書館が実施する図書館向けデジタル化資料送信サービスにより山口市立図書館（以下「図書館」という。）が送信を受けたデジタル化資料（以下「国立国会図書館デジタル化資料」という。）及び歴史的音源の公立図書館等への配信提供サービスにより配信を受けた歴史的音源（以下「歴史的音源」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 国立国会図書館デジタル化資料を利用することができる者は、山口市立図書館条例施行規則(平成17年山口市教委規則第38号)第7条第1項の規定により利用カードの交付を受けたものとする。

2 歴史的音源を利用することができる者は、前項に準ずるものとする。ただし、館長が適当と認める者は、この限りでない。

(国立国会図書館デジタル化資料の閲覧)

第3条 国立国会図書館デジタル化資料の閲覧（以下「閲覧サービス」という。）をしようとする者は、閲覧サービスを実施する図書館に来館し、図書館職員に有効な利用カードを提示し、別に定める様式により申し込むものとする。

2 閲覧サービスは、図書館が指定するパソコンを利用して行い、閲覧に必要なID及びパスワードは図書館職員が入力するものとする。

3 閲覧サービスを利用する者は、閲覧の終了後、直ちに図書館職

員へその旨を申し出なければならない。

(歴史的音源の視聴)

第4条 歴史的音源の視聴(以下「視聴サービス」という。)をしようとする者は、視聴サービスを実施する図書館に来館し、図書館職員に有効な利用カード又は身分証明書を提示し、別に定める様式により申し込むものとする。

2 視聴サービスは、図書館が指定するパソコンを利用して行うものとする。

3 視聴サービスを利用する者は、視聴の終了後、直ちに図書館職員へその旨を申し出なければならない。

(閲覧及び視聴に際しての禁止事項)

第5条 閲覧サービス及び視聴サービスを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 閲覧サービス及び視聴サービスを利用するパソコンに図書館が指定した機器以外の機器及び外部記憶媒体を接続する行為

(2) 閲覧サービス及び視聴サービスを利用するパソコンの画面撮影及び録音

(3) 閲覧サービス及び視聴サービスを利用するパソコンの画面キャプチャ、スキャニング

(4) 国立国会図書館デジタル化資料及び歴史的音源の取得

(5) 国立国会図書館デジタル化資料及び歴史的音源の送信

(6) 歴史的音源の著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)第2条第1項第15号に規定する複製

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為及び図書館が不適切であると判断する行為

(複写)

第6条 国立国会図書館デジタル化資料の複写（以下、「複写サービス」という。）は、利用者が調査研究の用に供する場合に限り行うことができる。その方法は印刷出力による印画のみ可能とする。複写サービスを利用しようとする者は、複写サービスを実施している図書館に来館し、図書館職員に有効な利用カードを提示し、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書（別記様式第1号）により申し込むものとする。

2 図書館職員は、前項の規定による複写サービスを利用しようとする者が法第31条第3項に規定する要件を満たしていることを確認し、管理用パソコンにより複写を行い、提供するものとする。

3 複写サービス利用者は、前項複写に係る費用として用紙1枚につき10円を負担するものとする。用紙の両面に複写した場合は、片面をそれぞれ1枚として算定する。

4 同条第1項の規定により提出された国立国会図書館デジタル化資料複写申込書は、1年間保存するものとし、山口市教育委員会事務局文書取扱規程（平成17年10月1日教育委員会訓令第5号）により取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか国立国会図書館デジタル化資料及び歴史的音源の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

国立国会図書館デジタル化資料複写申込書

年 月 日

山口市立 図書館長

| | | | | |
|----------|----------|----------------|-------------|----------|
| 氏 名 | | 利用カード番号 | | |
| 住 所 | | 電 話 | | |
| 複写物の使用目的 | | | | |
| 永続的識別子 | 資料名（巻・号） | 複写箇所 （コマ番号） | 複写箇所 （頁） | 複写 枚数 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |